

議案第 47 号

山都町営体育館条例の一部改正について

山都町営体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 29 年 6 月 8 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

経年による老朽化及び平成 28 年熊本地震による損傷拡大により、利用者の安全性が確保できないため、町営花上体育館を廃止する。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町営体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町営体育館条例の一部を改正する条例

山都町営体育館条例（平成17年山都町条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1中花上体育館の項を削る。

別表第2第3項各号列記以外の部分中「、花上体育館」を削り、同項第1号の表花上体育館の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町営体育館条例(平成17年山都町条例第75号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第2(第12条関係)</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 蘇陽林業者等健康増進施設、馬見原体育館、長崎体育館、上差尾体育館、二瀬本体育館、<u>花上体育館</u>、橘体育館、長谷体育館、東竹原体育館</p> <p>(1) 体育活動又は体育活動以外を目的として利用する場合</p> <p>【別記6 参照】</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第2(第12条関係)</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 蘇陽林業者等健康増進施設、馬見原体育館、長崎体育館、上差尾体育館、二瀬本体育館_____、橘体育館、長谷体育館、東竹原体育館</p> <p>(1) 体育活動又は体育活動以外を目的として利用する場合</p> <p>【別記6 参照】</p>

【別記1】

現行

名称	位置
(略)	(略)
二瀬本体育館	山都町二瀬本1466番地
花上体育館	山都町花上582番地
橘体育館	山都町橘134番地1
(略)	(略)

改正後（案）

名称	位置
(略)	(略)
二瀬本体育館	山都町二瀬本1466番地
橘体育館	山都町橘134番地1
(略)	(略)

【別記6】

現行

施設名	単位	入場料に類するものを徴収しない場合		入場料に類するものを徴収する場合	
		営利又は宣伝を目的としない催物	営利又は宣伝を目的とする催物	営利又は宣伝を目的としない催物	営利又は宣伝を目的とする催物
		1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二瀬本体育館	全面	160円	490円	320円	980円
花上体育館	全面	160円	490円	320円	980円
橘体育館	全面	160円	490円	320円	980円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	<p>ア 1時間未満は、1時間とみなす。</p> <p>イ 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。</p> <p>ウ 会場準備のための使用料は、同額の使用料を徴収する。</p> <p>エ 器具その他設備のための外部からの持込みは、事前に許可を要する。</p> <p>オ 特別の設備外電気器具を使用する場合は実費相当額を徴収する。</p> <p>カ 町民以外の利用は倍額とする。</p> <p>キ 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。</p>				

改正後（案）

施設名	単位	入場料に類するものを徴収しない場合		入場料に類するものを徴収する場合	
		営利又は宣伝を目的としない催物	営利又は宣伝を目的とする催物	営利又は宣伝を目的としない催物	営利又は宣伝を目的とする催物
		1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二瀬本体育館	全面	160円	490円	320円	980円
橘体育館	全面	160円	490円	320円	980円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	<p>ア 1時間未満は、1時間とみなす。</p> <p>イ 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。</p> <p>ウ 会場準備のための使用料は、同額の使用料を徴収する。</p> <p>エ 器具その他設備のための外部からの持込みは、事前に許可を要する。</p> <p>オ 特別の設備外電気器具を使用する場合は実費相当額を徴収する。</p> <p>カ 町民以外の利用は倍額とする。</p> <p>キ 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。</p>				

山都町営花上体育館の概要

1 所在地 山都町花上582番地

2 建築年月日 昭和49年5月 【築43年・H29.4時点】

3 経緯 平成2年度まで二瀬本小学校花上分校屋内運動場として利用
その後社会体育施設として用途変更

4 施設の状況

【地震前】

- ・老朽化により窓枠（硬化パテ）の劣化、その他ブレース等金属部分の錆

【地震後】

- ・外壁の亀裂 （18箇所・L=51.50m）
- ・基礎部コンクリ欠損 （2箇所・L=1m）
- ・内部ブレースにねじれ

○建物被災状況調査報告書

（所見）・・・ 改修の必要有

ブレース接合部にねじれがあり、取替えが必要。外壁はヒビ割れが多く見られ落下する可能性がある。窓の被害は見なれないが、硬化パテが劣化し、地震や台風でガラスが落下しやすい状況である。

内部はそのまま使用可能。外壁周辺は、外壁、ガラスの落下の危険性あり。

5 地震後の対応

外壁付近への立ち入り制限

（注意書き・外壁の損傷が著しい部分の立入禁止テープ）

平成28年5月1日から一般開放

6 施設予約について

平成25年度 0件

平成26年度 0件

平成27年度 1件 <H27.5.27 見込利用者 50名・チャレンジデー>

平成28年度 0件

7 地元から（ミニバレーを行っている人）

施設規模が小さい。（天井が低い等）

トイレが不便である。

地元での競技者が少ない。

同じ体協である橘地区に体育館があり、そちらで競技（練習）を行っている。